

最後の子取上にて相立、漁夫漁船ヲ飼ハル本社ニ於
シ漁網ノ引換ニテ正或ノ内容相成知部候ヲ以テ
通古ノ要リニ及隣村漁業関係有志者ノ洞停
包済リ、漁夫側ノ要事トシテ

ト明抗漁業会社ヲ日専ノ及足能者初登四半
ノ内三半合能ヲ漁夫ノ会社ヲ物欠リ直接合

視テ受入ル

又、事業上ノ圓滿ヲ保持シ且シ作事業上ノ於テ漁夫ノ
統一ヲ期ス旨、故ノ紋名及子加欠ヲ用ルル

漁夫長 一名
所長 二名
事務員 二名
松重長 二名
評議員 二名

以上ノ二項同ク重要且上ニテ妥相候事ヲ提出スルカ